

国宝・重要文化財（建造物）の防火設備等の 緊急状況調査結果（アンケート調査結果）について

令和元年8月8日



目次

| | |
|--------------|--------|
| ◆ 緊急状況調査について | 3 ページ |
| ◆ 本調査の構成について | 4 ページ |
| Ⅰ 火災予防段階 | |
| Ⅰ 防火対策 | 5 ページ |
| Ⅱ 管理体制 | 12 ページ |
| Ⅲ 訓練の体制 | 13 ページ |
| Ⅳ その他の文化財 | 14 ページ |
| Ⅱ 防火設備の現状 | 15 ページ |
| Ⅲ その他 | 26 ページ |

緊急状況調査 について

【はじめに】

文化庁では平成31年4月に発生したノートルダム大聖堂（フランス、パリ）の火災を受けて、緊急アンケート調査（以下「本調査」という。）を実施いたしました。

| | |
|--------------|---|
| 実施期間 | 平成31年4月22日（月）～令和元年6月21日（金） |
| 調査の目的 | 国宝・重要文化財(建造物) の管理状況等の現状を把握し、 設備等について確認・点検 することを目的として実施 |
| 調査方法 | 文化庁から都道府県・市区町村を通じて所有者等に依頼 回答を都道府県等を経由して回収 |
| 対象者 | 国宝・重要文化財（建造物）の所有者 |
| 調査対象 | 国内すべての国宝・重要文化財(建造物)4649棟（※1） |
| 回答率 | アンケートの回答率と回答数 <世界遺産又は国宝>（※2） 803棟の回答率 99.5%・ 799棟 <世界遺産> 637棟の回答率 100%・ 637棟 <国 宝> 284棟の回答率 98.6%・ 280棟 <重要文化財> 4649棟の回答率 97.7%・ 4543棟 |

（※1）重要文化財（建造物）2497件、5033棟（うち 国宝（建造物）226件、289棟）が指定されています（平成31年4月1日現在）。本調査では、土木構造物、石塔等、防火対策を講じる必要のない建造物を除き、防火対策を講ずるべき建造物4649棟を調査対象としました。また、世界遺産である国宝・重要文化財も調査しました。なお、世界遺産には、国宝として指定されているもの、または国宝ではないが重要文化財として指定されているものがあります。重要文化財（建造物）662棟（うち 国宝（建造物）123棟）が世界遺産の構成資産となっており、このうち、土木構造物、石塔等、防火対策を講じる必要のない建造物を除き、防火対策を講ずるべき建造物637棟（うち 国宝（建造物）118棟）を調査対象としました（平成31年4月1日現在）。
これらの国宝・重要文化財（建造物）は消防法施行令別表第1（17）項の防火対象物であり、原則、消火器又は簡易消火用具、自動火災報知設備が規模に関わらず全て設置する必要があります。

（※2）「世界遺産又は国宝」では、世界遺産かつ国宝であるものは1棟として計算しています。

3

本調査の構成について

本調査は、「火災予防段階」と「火災発生時」の段階に分けて聞いており、そのほか防災施設の老朽化などを把握するため、防火設備について「問題あり」と回答した場合は、その詳細について「記述」をお願いしました。

また「その他」として、「防火、防犯対策を行うにあたって望まれること」「独自で特別に行っている対策」を自由記載としました。

【調査の項目】

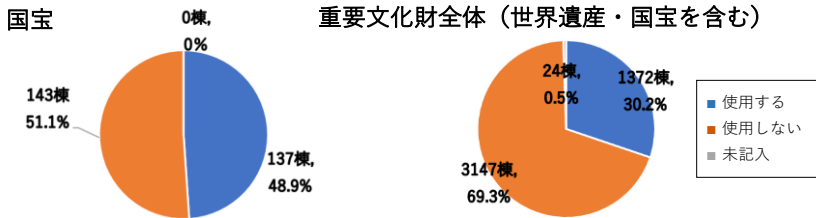
| 火災予防段階 | 火災発生時 |
|---|---|
| I 防火対策 1. 火災の危険性（失火、放火、延焼、飛び火、落雷等） 2. その他 II 管理体制 1. 防犯設備 2. 警備要員 3. （警備要員がない場合の）見回り体制 4. 夜間及び昼間の管理体制 III 訓練の体制 1. 訓練の回数 2. 想定される災害 3. 自衛消防組織 IV 想定される火災の要因 1. 所有者が危惧する火災の要因 V その他の文化財 1. 重要文化財（美術工芸品） 2. 史跡、名勝、天然記念物 3. 重要有形民俗文化財 | I 防火設備の現状 1. 自動火災報知設備 2. 自動火災報知設備の受信機の設置場所と管理体制 3. 消火器 4. 消火設備 5. その他の消火設備 6. 設備で問題がある場合の詳細（自由記述） 7. 消防水利 II 消火活動の困難性 1. 消防車等の接近状況 2. 消防署からの距離 3. 消防分団からの距離 III 地域防災活動の現状 1. 近隣住民の協力 2. 自衛防災組織 3. ボランティア組織 |
| その他 | |
| I 防火、防犯対策を行うにあたって望まれること（自由記述） | II 独自で特別に行っている対策（自由記述） |

4

I 火災予防段階防火対策

1. 火災の危険性 (①失火)

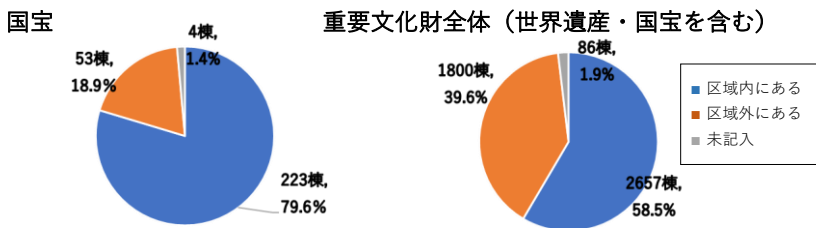
Q 建造物**内部での火気**（ろうそく、線香、かまど、囲炉裏、厨房設備や暖房設備等）を使用しますか。



・国宝の半数近くで火気を利用しています。

・火気を利用する場合、特に内部での失火に対する予防対策、火災の早期覚知、初期消火対策が望まれます。

Q 消防法令による**たき火、喫煙の制限区域**とされていますか。



・国宝の8割近く、重要文化財全体の6割弱の敷地がたき火、喫煙の制限区域とされています。

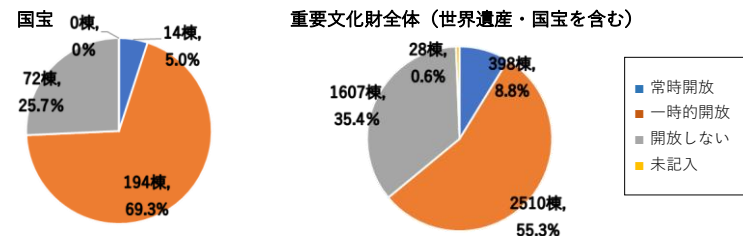
・たき火、喫煙の制限区域では、火災の早期覚知、初期消火対策が望まれます。

5

I 防火対策

1. 火災の危険性 (②放火)

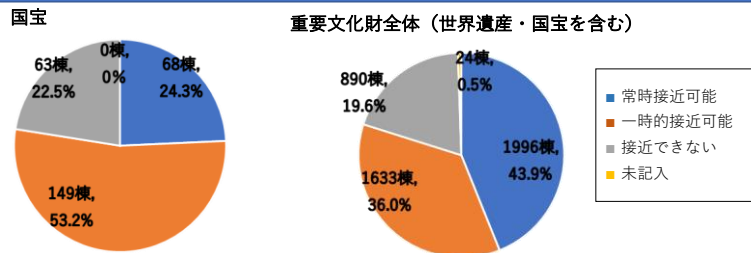
Q 建造物内部はどのように開放していますか。



・国宝については、7割以上で常時開放又は一時的開放としています。

・重要文化財全体については、6割以上で常時開放又は一時的開放としています。

Q 建造物へは不特定の人が接近できますか。



・国宝については、8割弱で常時又は一時的接近可能としており、そのうち24.3%で常時接近可能と回答しています。

・重要文化財全体については、8割弱で常時開放又は一時的接近可能としており、そのうち43.9%では常時接近可能と回答しています。

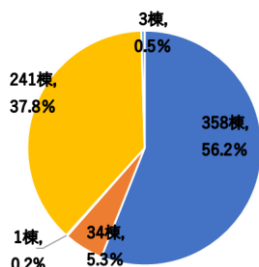
6

I 防火対策

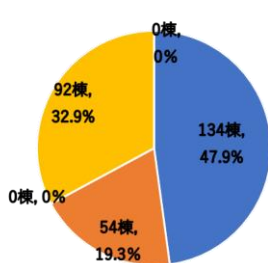
1. 火災の危険性 (③延焼)

Q 敷地周囲の状況について、当てはまるものに☑してください。

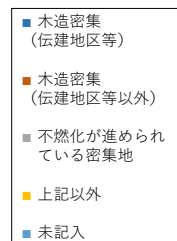
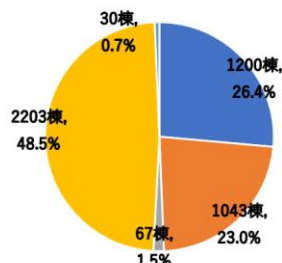
世界遺産



国宝



重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む)



(※) 世界遺産又は国宝の木造密集61.0% (487棟) (伝建地区等 50.8% (406棟) 伝建地区等以外10.1% (81棟))。

- ・世界遺産については全体で62%が木造密集地にあると回答し、そのうち91%が保存地区等の指定を受けています。
- ・国宝については全体で67%が木造密集地にあると回答し、そのうち71%が保存地区等の指定を受けています。
- ・重要文化財全体については、半数近くが木造密集地にあると回答し、そのうちの半数強が保存地区等の指定を受けています。



- ・周囲を含めた一体的な防災対策が望まれます。特に世界遺産については緩衝地帯を含めて検討することが重要です。

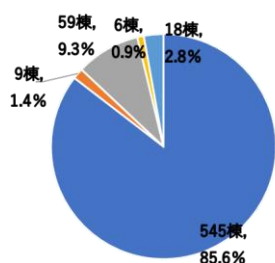
7

I 防火対策

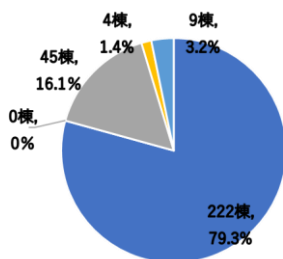
1. 火災の危険性 (③延焼)

Q 近接して建つ建物は、木造ですか、非木造ですか。当てはまるものに☑してください。

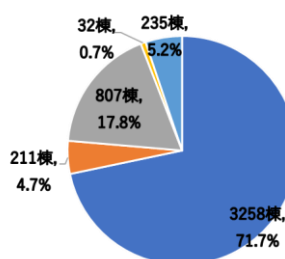
世界遺産



国宝



重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む)



- ・国宝、重要文化財に関らず、近接する建物の多くは木造、ないしは木造と非木造が混在していると回答しています。
- ・特に世界遺産については、非木造と回答しているのは1.4%のみで、ほとんどが木造又は木造・非木造が混在していると回答しています。



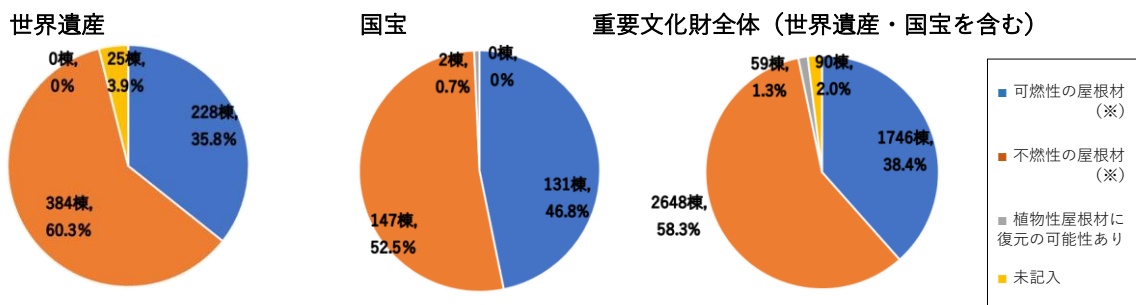
- ・隣接する建物との離隔距離にもよりますが、周囲での火災から重要文化財に延焼・類焼する可能性は高いといえます。このため、周囲の建物の状況も確認したうえで一体的に検討することが重要です。

8

I 防火対策

1. 火災の危険性 (④飛び火)

Q 屋根の材料は何で葺かれていますか。当てはまるものに☑してください。



・世界遺産では36%、国宝では47%、重要文化財全体では38%が可燃性の屋根材で葺かれています。

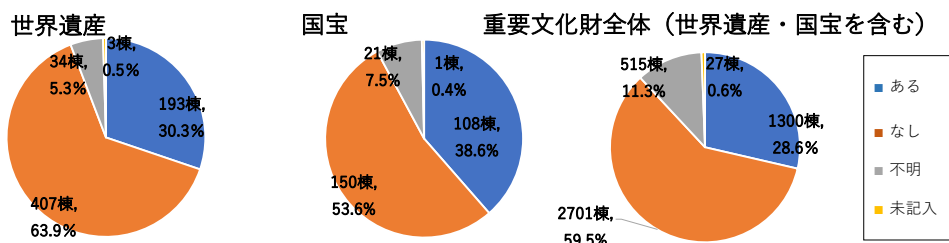
・文化財の過去の火災の被害を見ると、近隣での火災による類焼、延焼が多く、飛び火への延焼防止対策を講じることが重要です。特に、植物性の屋根材に着火すると消火が困難となることから、予防的な対策が望まれます。

(※) 「可燃性の屋根材」は茅葺、檜皮葺、柿葺等、「不燃性の屋根材」とは、瓦葺等。

I 防火対策

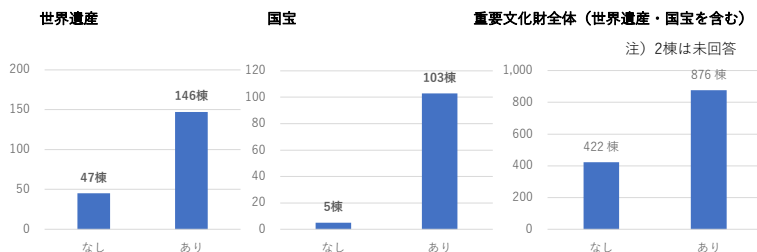
1. 火災の危険性 (⑤落雷)

Q 建物周囲で落雷があったことがありますか (凡そ過去3年の間)。



Q (落雷があった建物の) 避雷設備の設置状況についてお答えください。

- ・国宝では、39%で落雷したと回答しています。
- ・重要文化財全体でも、29%で建物周囲で凡そ過去3年の間に落雷があったと回答しています。
- ・過去に落雷被害があった建造物のうち国宝では95%で避雷設備が設置されていますが、世界遺産については24%、重要文化財全体については33%で避雷設備が設置されていません。
- ・建物の特性、立地等において、必要がある場合は設置するように指導していきます。



I 防火対策

1. 火災の危険性（⑥過去の火災）

Q 過去（凡そ5ヵ年以内）において、**当該建造物の周辺**で火災がありましたか。

- ・世界遺産については**5.2%（33棟）**、国宝については**9.6%（27棟）**、重要文化財全体については**8.7%（394棟）**で周辺での火災の報告がありました。

Q 過去（凡そ5ヵ年以内）において、**当該建造物**で火災(ぼやも含む)がありましたか。

- ・国宝では**1.8%（5棟）**、重要文化財全体では**0.5%（21棟）**で火災が発生しています（いずれも復旧済）。
- ・また世界遺産では**火災の報告はありません**でした。

<参考>

文化庁調べでは、世界遺産又は国宝の**99.9%（798棟）**、重要文化財全体の**92.8%（4218棟）**が、全部又は一部木造で建てられています。

11

II 管理体制

昼間及び夜間の管理体制

Q 火災等の**緊急時に対応できる人数**について、**昼間**及び**夜間**それぞれお答えください。

- ・火災等の緊急時に対応できる人数について、世界遺産、国宝、重要文化財全体とも昼間は10人以上と回答しているのが最も多いですが、世界遺産の**2.3%（15棟）**、国宝の**3.9%（11棟）**、重要文化財全体の**18.9%（860棟）**では2人未満と回答しています。
- ・また夜間では、世界遺産の**7.1%（45棟）**、国宝の**9.3%（26棟）**、重要文化財全体の**35.4%（1608棟）**で2人未満と回答しているのが最も多いです。

(※) 世界遺産又は国宝における火災等の緊急時に対応できる人数について、夜間では67棟（8.3%）で2人未満と回答。

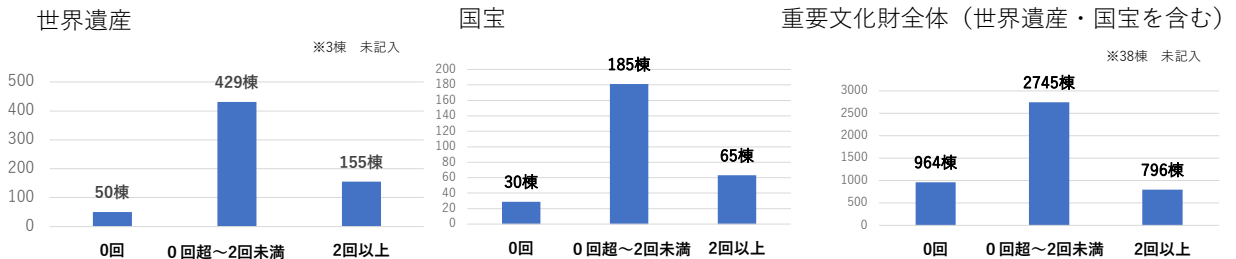
- ・無人又は少人数の場合、管理体制の検討が望まれます。
- ・特に夜間の火災等に対する連絡体制、初期消火体制等の検討が望まれます。

12

III 訓練の体制

訓練の回数

Q 1年に何回程、**消防訓練**を実施していますか。



- ・世界遺産では**8%** (50棟)、国宝では**11%** (30棟)、重要文化財全体では**21%** (964棟) で年間を通じて訓練を実施できていないと回答しています。
- ・年間当たり「0回超~2回未満」の回答が最も多いです。これは毎年、訓練は実施できていないが、輪番制や隔年毎で訓練していると回答しているもので、年間当たりで算出しています。
- ・文化庁では、消防庁と共に毎年1月26日を文化財防火デーと定め、この期間に訓練を実施するように呼び掛けています。
- ・年に1回未満しか訓練が実施できない理由としては、協力者がいない、設備が老朽化して使うことができないといった意見がありました。



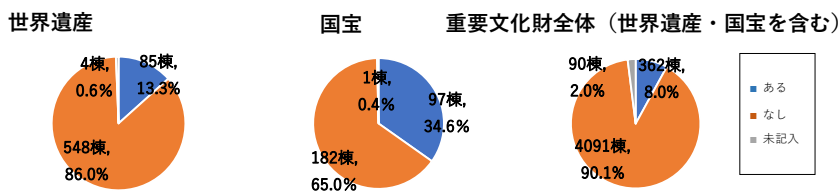
- ・定期的に設備を使って訓練することは、火災時の初動体制を確認するだけでなく、設備の稼働状況を確認することにもなります。このことから訓練を実施することは重要です。

13

IV その他の文化財

1. 重要文化財 (美術工芸品)

Q 建造物の中に**重要文化財 (美術工芸品)**がありますか。



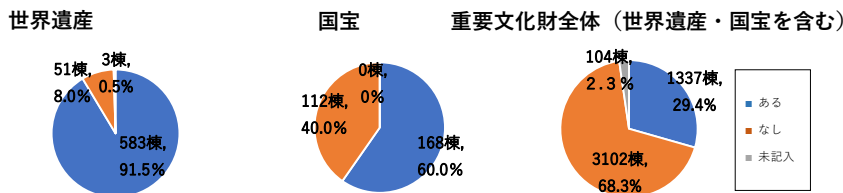
- ・国宝では、35%の建物内部に重要文化財 (美術工芸品) が所在しています。



- ・仏像や障壁画等の重要文化財 (美術工芸品) に配慮した防災対策が望まれます。

2. 史跡、名勝、天然記念物

Q 国指定の**史跡、名勝、天然記念物**の指定地内に当該建造物が所在していますか。



- ・世界遺産では92%で史跡等に指定されています。国宝では60%で指定されています。



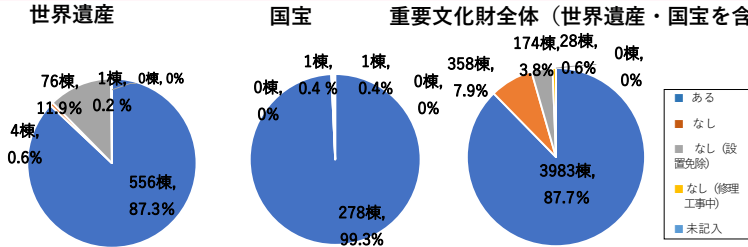
- ・地下遺構の保護、景観に配慮した防災対策が望まれます。

14

II 防火設備の現状

自動火災報知設備

Q 自動火災報知設備は設置していますか。

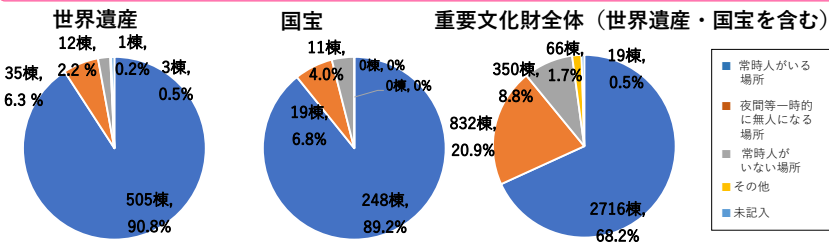


(※) 世界遺産又は国宝における自動火災報知設備の設置は717棟 (89.7%)、設置免除は77棟 (9.6%)、未設置は5棟 (うち 修理工事中1棟) (0.6%)。

- ・世界遺産については、4棟が未設置です。
- ・国宝については、修理工事中で自動火災報知設備が取り外されている1棟を除き、全て設置されています。
- ・重要文化財全体については未設置が7.9%あります。(最近、重要文化財に指定したもので、現在整備の途上にあるものが多い。)

・未設置については、現状を確認し、設置が必要である場合は設置するよう指導します。

Q (設置している場合) 自動火災報知設備の受信機の設置場所についてお答えください。



- ・常時人がいる場所に受信機を設置しているのは世界遺産で91%、国宝で89%、重要文化財全体で68%です。

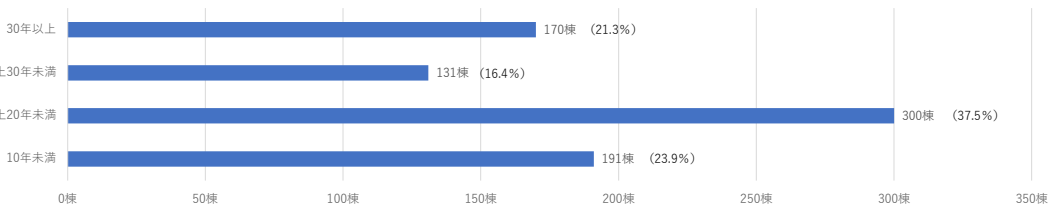
・無人になる場所に受信機が設置されている場合に、火災を受信した際の対応が望まれます。

15

II 防火設備の現状

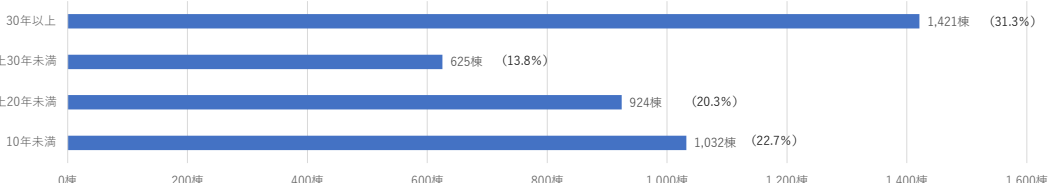
Q 自動火災報知設備が整備・改修された時期について

世界遺産又は国宝 799棟



(※) その他、未設置や設置時期不明、設置の必要がない建造物が7棟ある。

重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む) 4543棟



(※) その他、未設置や設置時期不明、設置の必要がない建造物が541棟ある。

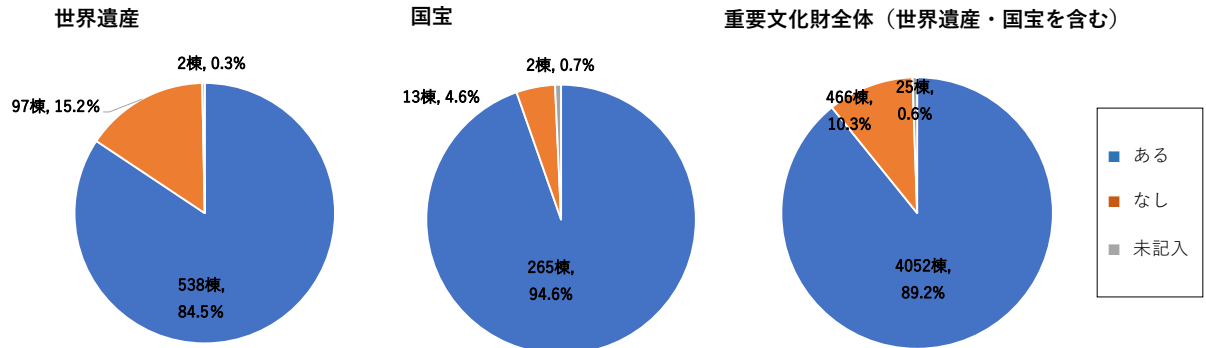
注) 当項目では、国宝・重要文化財 (建造物) の所有者単位で整備・改修された時期について調査したもので、その結果を棟数で表しています。

16

II 防火設備の現状

消火器

Q 消火器を設置していますか。



(※) 世界遺産又は国宝における消火器の設置は696棟 (87.1%)、未設置は99棟 (12.4%)。

・世界遺産では**85%**、国宝では**95%**、重要文化財全体では**89%**で消火器が設置されています。
(未設置のものであっても消火器にかえて水バケツ等の簡易消火用具を設置しているものもある。)

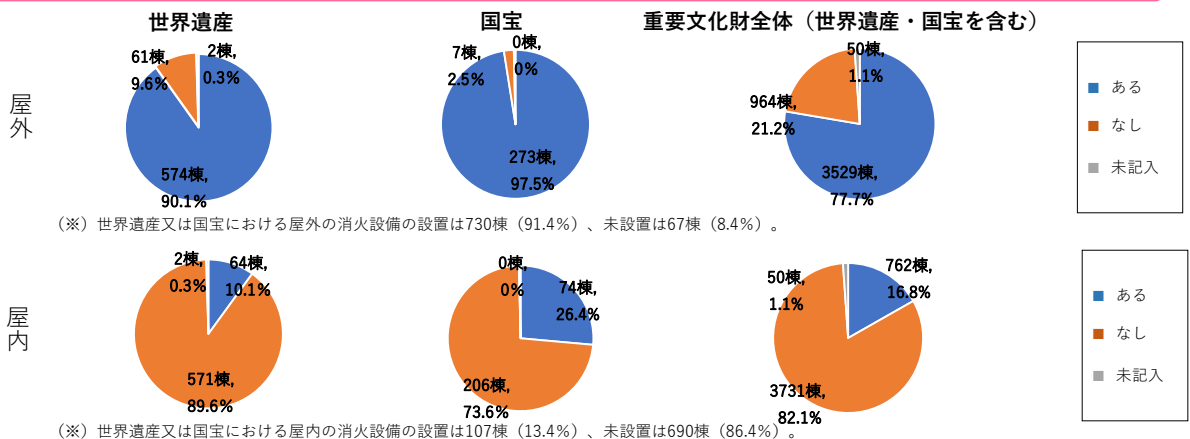
・現状を確認し、設置が必要である場合は設置するよう指導します。

17

II 防火設備の現状

消火設備

Q 屋内又は屋外に消火器以外の消火設備がありますか。



(※) 世界遺産又は国宝における屋外の消火設備の設置は730棟 (91.4%)、未設置は67棟 (8.4%)。

(※) 世界遺産又は国宝における屋内の消火設備の設置は107棟 (13.4%)、未設置は690棟 (86.4%)。

・世界遺産で**90%**、国宝で**98%**、重要文化財全体で**78%**が屋外に消火設備が整備されています。一方で、屋内の消火設備については、世界遺産で**10%**、国宝で**26%**、重要文化財全体で**17%**にとどまっています。

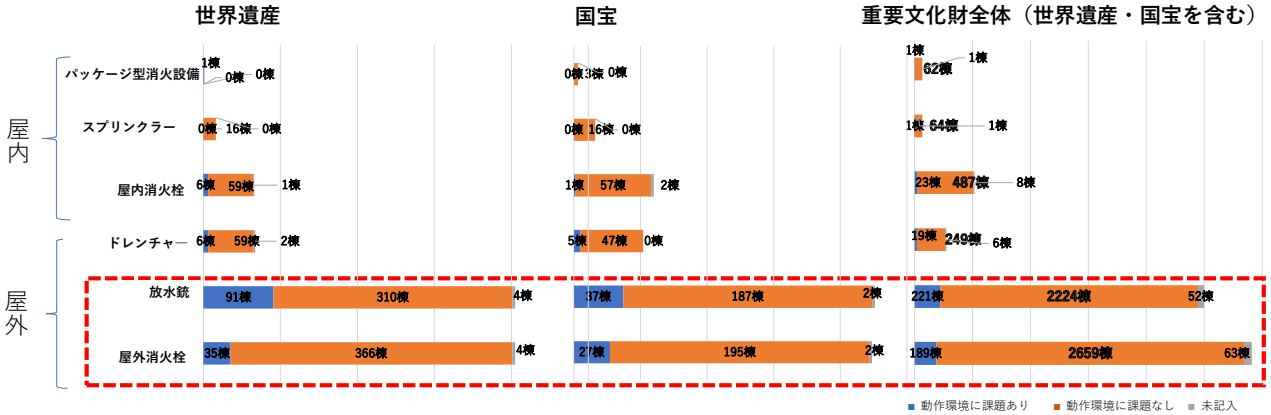
・内部での利用実態等に伴う文化財の火災リスクを踏まえて、屋内での火災に迅速に対応できる消火設備を整備が望まれます。

18

II 防火設備の現状

消火設備

Q (屋外、屋内に消火設備が設置されている場合) その種類と動作環境についてお答えください。



・世界遺産、国宝、重要文化財問わず、建物の外部に設置された設備が多いです。そのうち、世界遺産では**放水銃の22.5% (91棟)**、**屋外消火栓の8.6% (35棟)**、国宝では**放水銃の16% (37棟)**、**屋外消火栓の12% (27棟)**、重要文化財全体では**放水銃の8.9% (221棟)**、**屋外消火栓の6.5% (189棟)**で「動作環境に問題あり」と回答しています。

注1) 「パッケージ型消火設備」とは、屋内消火栓設備に代わるもので、人間の操作によってホースを延ばして消火薬剤を放射して消火する消火設備で、大型の消火器のような形をしています。

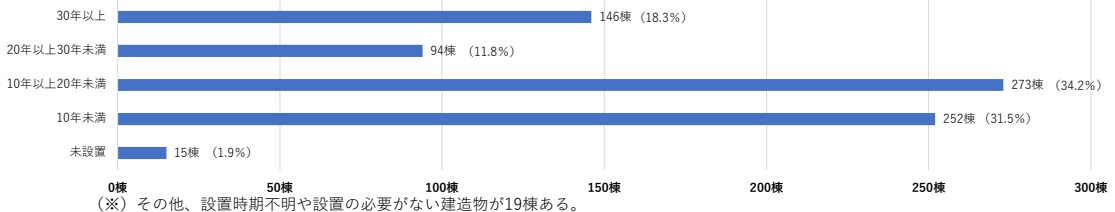
注2) 「ドレンチャー」とは火災による延焼を防ぐため、ノズルから放水して水幕を張り、もらい火による延焼を防ぐ設備です。

II 防火設備の現状

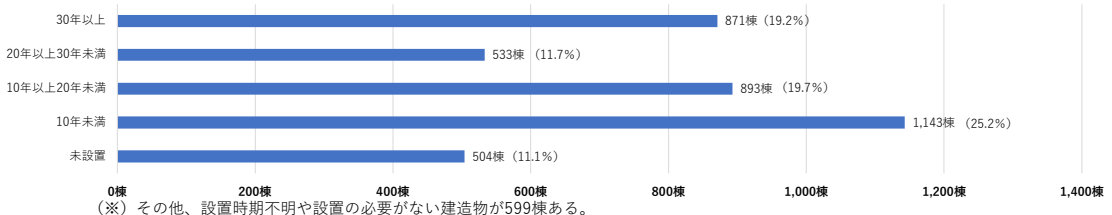
消火設備

Q 消火設備が整備・改修された年について

世界遺産又は国宝 799棟



重要文化財全体 (世界遺産・国宝を含む) 4543棟



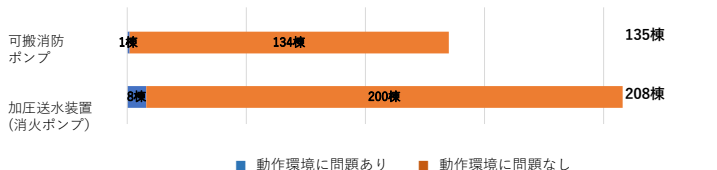
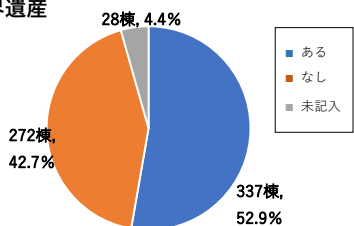
注) 当項目では、国宝・重要文化財 (建造物) の所有者単位で整備・改修された時期について調査したもので、その結果を棟数で表しています。

II 防火設備の現状

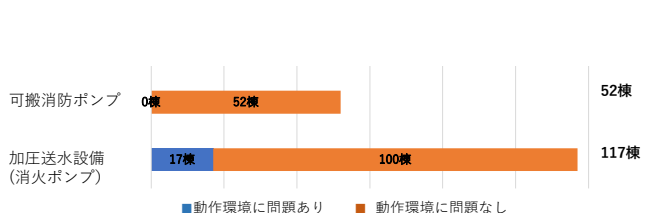
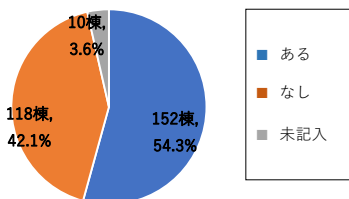
その他の消火設備（動力ポンプ）

Q 可搬消防ポンプ又は加圧送水設備(消火ポンプ)を設置していますか。設置している場合、その動作環境はどうか。

世界遺産



国宝



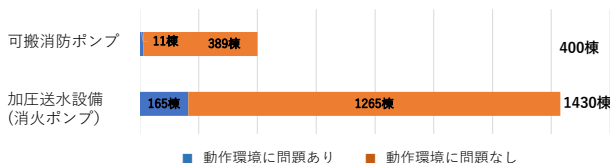
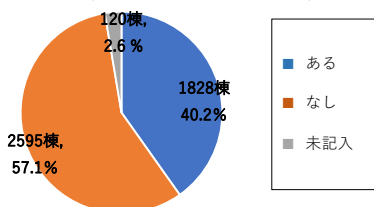
21

II 防火設備の現状

その他設備（ポンプ等）

Q 可搬消防ポンプ又は加圧送水装置(消火ポンプ)を設置していますか。設置している場合、動作環境はどうか。

重要文化財全体（世界遺産・国宝を含む）



- ・世界遺産では53%、国宝では54%、重要文化財全体の40%で加圧式の消防ポンプが整備されています。
- ・「加圧送水装置（消火ポンプ）」のうち**世界遺産については3.8%（8棟）、国宝については14.5%（17棟）、重要文化財全体では11.4%（162棟）で「動作環境に問題あり」と回答しています。**

・加圧送水装置（消防ポンプ）が毀損すると、消防ポンプに接続する一連の消火栓設備が使うことができなくなることから、定期的に点検を実施し、機能に問題が確認された場合には改修することが望まれます。

【参考】消火栓の圧力を得るためには、ポンプを利用する加圧送水式の他に、水の自然落差を利用する自然流下式や上水管から分岐する上水道直結の方式が採用されています。上水道直結の場合、近隣で火災があった場合、十分な水圧が確保できない可能性があります。一方、自然流下式で送水する場合は、常時、配管に圧力がかかっていることから、配管に高い耐性が求められ、定期的な改修が重要です。さらに山上等の貯水槽から排水するため、配管距離も長くなります。動力が必要ないことから、地震時等の停電時利用時にも利用することができ有効ですが、配管が長いと維持管理も重要です。地震時の揺れによって毀損しないためにも、適宜、耐震性の高い配管に更新していくことが重要です。

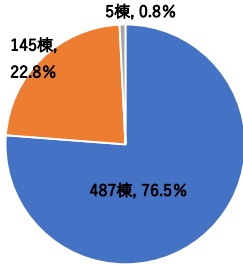
22

II 防火設備の現状

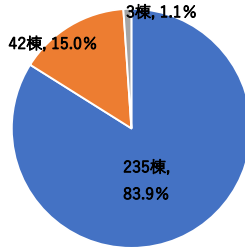
消防水利

Q 重要文化財（建造物）専用の防火水槽はありますか。

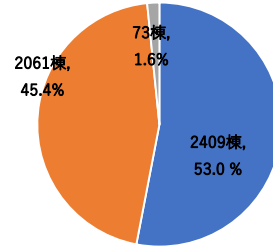
世界遺産



国宝



重要文化財全体（世界遺産・国宝を含む）



・世界遺産では**76%**、国宝では**84%**、重要文化財全体では**53%**で専用の防火水槽を備えていると回答しています。

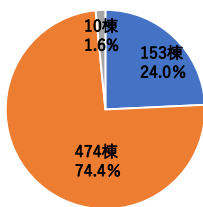
・しかし、整備してから一定期間経過したものについては、防火水槽からの漏水、配管からの漏水等がないか定期的に確認し、これらについて必要に応じて補修することが望まれます。

II 防火設備の現状

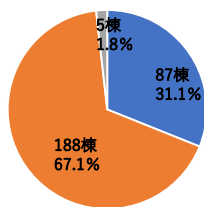
消防水利

Q 専用の防火水槽以外で、近くに利用可能な防火水槽や消火活動に使うことができる自然水利（河川、池等）がありますか。

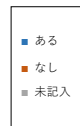
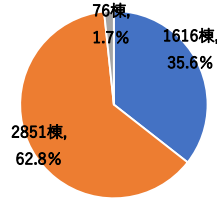
世界遺産



国宝



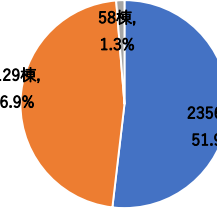
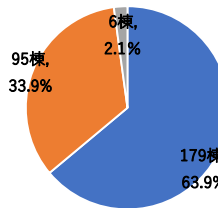
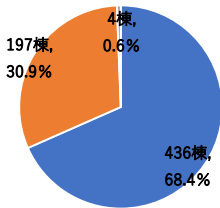
重要文化財全体（世界遺産・国宝を含む）



・世界遺産では24%、国宝では31%、重要文化財全体では36%で、専用貯水槽以外で利用できる貯水槽があると回答しています。
・利用できる自然水利も「ある」と回答したものが全体的に少ない状況です。

の専用貯水槽以外

した自然水利を利用



・所有者等が認識していない場合も想定されるため、関係機関の協力のもと利用可能な水利を確認する必要があります。
・不足する場合は専用貯水槽の整備が望まれます。

II 防火設備の現状(主な意見)

Q 自動火災報知設備の機能停止又は不具合がある場合は、その詳細を記述ください。

■設備の老朽化に関する事項

・設置後、数十年が経過しているため、誤報が続く、総合盤が腐食している、地中埋設配線が断線している等の設備の不具合や毀損についての意見があった。

■管理に関すること

・受信機が設置している箇所が無になっている等、管理体制の不備についての意見があった。

Q 消火器の機能停止又は不具合がある場合は、その詳細を記述ください。

■設備の老朽化に関する事項

・型式失効している、機器の毀損、消火器格納箱ベル不鳴動、消火器の圧力低下、消火器格納箱の腐食等の設備の不具合や毀損についての意見があった。

Q 消火設備(消火器以外)の機能停止又は不具合がある場合は、その詳細を記述ください。

■設備の老朽化に関する事項

・設置後、数十年が経過しているため、設備の腐食、配管や放水銃からの漏水、加圧送水設備用のポンプが起動しない、ホースの劣化、地中埋設配線の断線等の設備の不具合や毀損についての意見があった。

■消火のための水利の不足

・消火栓が未整備、防火用水槽の容量が小さい、水道が近くまでないといった消防水利の不足等についての意見があった。

■管理に関すること

・ホースの耐圧試験や放水銃の動作環境を確認することができていない、といった意見があった。

25

III その他

I. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること

Q 防火、防犯対策を行うに当たって望まれることを記述ください(自由記述)

【主な意見】

| | |
|--------------------------|--|
| 補助事業に関する内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を充実してほしい。 ・毀損が確認された場合には、補助事業申請に対して迅速に対応してほしい。 |
| 関係機関等との連携強化に関する内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防等の巡回を増やしてほしい。 ・関係機関との協力のもと訓練を実施したい。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等への意識啓発のためのプログラムを充実してほしい。 ・周辺市街地の防火対策を強化してほしい。 ・文化財に適当な防火設備や施設に関する技術的指針がほしい。 等 |

II. 独自で特別に行っている対策

Q 独自に特別に行っている対策について記述ください(自由記述)

【主な意見】

- ・職員の意識啓発(消防訓練とは別に、職員に消火栓設備等を確認する機会を設けている)。
- ・月一回 簡易的な消防設備の確認を行っている。
- ・定期的に電気設備会社に依頼して、漏電等、電気設備の点検を行っている。
- ・氏子代表が毎日パトロールしている。 等

26